

## ドイツ舊歴史學派におりる發展段階と發展法則

小林, 榮三郎

<https://doi.org/10.15017/2335376>

---

出版情報 : 史淵. 50, pp.83-93, 1951-12-28. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# ドイツ舊歴史學派における發展段階と發展法則

小林 榮 三 郎

經濟學史上においてドイツ舊歴史學派の代表的人物とされるロッシナー (Wilhelm Roscher, 1817—1894)、ヒルデブラント (Bruno Hildebrand, 1817—1878) やホビクヌース (Karl Kries, 1821—1898) などに、史學理論史の觀點から、特にその發展段階ならびに發展法則にたいする見解をかえりみようとするのが本稿の主眼である。紙數の制限によつて充分の引證を行ひえないことは遺憾であるが、また筆者の淺學短才、參照文献の制約等のために不測の過誤を保しがたい。大方の御叱正と御教示をこいねがう次第である。

歴史學派經濟學についてはわが國においてもすでに少なからぬ紹介や研究があらわれているが、最近のすぐれた解説としては大河内一男氏が「社會科學の諸系譜」(孔文堂刊)に執筆された「歴史學派と社會科學」がある。そのなかにつきのような記述が見られる。

所謂「歴史的經濟學」またはその「歴史的な方法」は、經濟生活の國民的差異を主張するとともに、またその歴史的な段階的な差異を強調し、それに基づいて經濟政策の相對性を主張しようとするものであつたが、すでに國民經濟の發展段階がすべての國民經濟に通用する「國民經濟發展の法則」であるとすると、この法則をそれ自體は早晩すべての國民經濟に妥當する普遍的法則となるであろうから、「歴史的經濟學」の他の主張たる國民經濟の民族的・地域的・

法律的・習俗的特殊性と相對性の主張とは相容れないものとなるであろう。(四八頁)

すなわち歴史學派は、一方において經濟生活の國民的ならびに段階的な特殊性と經濟政策の相對性とを主張しながら、他方においてあらゆる國民の經濟生活がひとしく經過すべき發展段階を主張することによつて矛盾におちいつている、とされるのである。こうした歴史學派の矛盾については、大河内氏も擧げていられるように、すでに一九一四年リフツツがその「經濟學の歴史學派」(Lifschitz: Die historische Schule der Wirtschaftswissenschaft)においてリスト、ロツンジャー、ヒルデブランド、クニース、シュモラーの五人について鋭く指摘したところである。たしかにこの點に矛盾の存することは異論の餘地がないであろう。普遍妥當の發展段階を主張することは、時と所との差別を強調する立場とは究極において相容れないことは明らかである。しかし大河内氏のいわれるように普遍妥當の發展段階の設定が、ひとり國民的特殊性のみならず經濟政策の相對性とも相容れないものとなるかどうかは疑問であろう。「相對性」ということだけならば、この言葉は殊にクニースなどではいろいろと廣い意味をも含めて使われているから簡單には論斷しがたいが、「經濟政策の相對性」ということであれば、普遍的發展段階を認めても、兩者はすくなくとも直接的には必ずしも矛盾しないように思われる。(直接的には、といつたのは、經濟政策の相對性が段階差と國民差とにもとずいて主張されているのであるから、發展段階説が國民差の主張と矛盾してくれば、ひいて間接的に經濟政策の相對性の主張とも矛盾するにいたる、というように考えて大河内氏がこのように述べていられるかも知れないからである。)なぜなら、たとえば自由貿易主義をすべての國民經濟にとつてつねに最良の經濟政策であるとする主張にたいして、この主義は一定の發展段階にある國民經濟にとつてのみ妥當するもので、他の段階にあるものにとつては却つて有害無益の政策であることを主張しようとするのが、なかんなく舊歴史學派の根本的な狙いであつた。したがつて、たとえいずれの國民經濟もかならず同じ段階を通つて發展してゆくとしても、段階を異にしさえすれば、そこに經濟政策の相對性の主張は依然として成立しうるのであつて、二つ

の主張のあいだに矛盾は生じないからである。たゞしこの問題は本稿の主眼ではないから、こゝに詳論しない。

しかし私が大河内氏の説かれたところを読んで不審に思つたのは、氏が歴史學派の發展段階説を例をあげて述べ、國民經濟の段階的説明が舊・新歴史學派の代表者たちの間において一般的特徴をなしている、と論じられたあとで、

この意味で、「舊歴史學派」における經濟學の性格は、その指導者の一人ロツシャアの正しく述べているように、「國民經濟發展の學」であり、また同様に、歴史學派中最大の理論家と言われるカール・クニースはそれを「國民經濟の發展法則の學」だと述べている。(四二—四三頁)

と記していられることである。もとより限られた紙數で壓縮した叙述をこゝろみていられるのであるから、充分に意のあるところを述べつくされなかつたであろうことは容易に察せられるが、こゝに述べられたかぎりにおいて見るならば、大河内氏は同じく舊歴史學派の代表者とされる人々のうちにも、發展段階と發展法則についていちじるしい見解の相違の存することを見落していられるのではないか、という不審をまぬかれえないであろう。もちろんこうした相違とともに、また大きな共通性の存在することも事實であり、さればこそ「舊歴史學派」の名によつて總稱されるわけであるが、しかし管見によれば、すくなくとも舊歴史學派に關するかぎり、そうした共通性は、氏のいわれるように「國民經濟の發展段階がすべての國民經濟に通用する『國民經濟發展の法則』である」とする立場には、求めがたいのではなからうか。以下この觀點から冒頭にあげた三人について考察することとする。なおフリードリッヒ・リストが舊歴史學派の先驅者であることには異論がないようであるが、舊歴史學派プロパーのうち數うべきか否かについては異説がある。大河内氏はかれをその「最初の代表者」とされているが、この問題も本稿では本質的な重要性をもたないので詳論しないけれども、私は今のところかれを本來の舊歴史學派のうちには數えない立場の方をとりたいと考えていることを付言しておく。

## 二

ロッシヤの「歴史的方法による國家經濟學講義要綱」(Grundriss zur Vorlesungen über die Staatswirtschaft nach geschichtlicher Methode)が出版されたのは一八四三年のことであつた。かれはその序論のなかで「ちがつた國民發展に及ぶる同類のもの」(das Gleichartige in den verschiedenen Volkseutwicklungen)を「發展法則」(Entwicklungsgesetz)と「つ」まとめる」(zusammenstellen)ことができ、と述べてゐる。(S. 2. 山田雄三氏譯「歴史的方法に據る國家經濟學講義要綱」岩波文庫、二四頁參照)さらにかれがこの發展法則と「自然法則」(Naturgesetz)とを、その後の歴史學派の人々のように峻別せず、自然法則は(殊に精神的世界においては)すべての事例にでなく過半数の場合に妥當するものと考えてゐることも、かれのいう「法則」なるものが要するに「經驗的な合法則性」を指すにすぎないことを示すものとして、リフシッツの指摘したところである。(S. 104.)こゝでリフシッツはロッシヤの方法論的矛盾をつくことを狙いとしてゐるのであるが、私の主眼は、ロッシヤの發展法則が「同類のもの」すなわち類型的なものを抽出することによつて把握されうると考えられてゐる點に注意することにある。なおロッシヤはこの「要綱」で文化段階を低度・中間・高度の三段階にわけ、低度の文化段階では自然力という要素が支配し、中間の段階に至つて人間の労働が次第に顯著となり、高度の段階では資本の要素が優勢となると述べてゐる(文庫本、三四頁參照)が、この發展段階説も、「ちがつた國民發展における同類のもの」であり、リフシッツのいう「經驗的な合法則性」にほかならず、自然法則と發展法則とを峻別しないかれにおいては、この發展法則も大多數の事例に妥當するものであつて、かならずしもすべての事例に妥當することを必要としない性質のものであつたとらわなければなるまい。

ヒルデブラントの主著「現在および將來の國民經濟學」(Die Nationalökonomie der Gegenwart und Zukunft)は一八四七年に書きあげられ、翌年出版された。その前年すなわち一八四六年にはブルードンの「貧困の哲學」が出てゐる。「共產黨宣言」は一八四七年に書かれて翌年に發表されたから、ヒルデブラントはその内容を知りえなかつたわけである。

が、かれはこの主著においてアダム・スミス以来の諸學派について經濟學說史的な紹介とそれにたいする批判を試み、ブルードン、エンゲルスなど、かれのいわゆる「社會的著述家」の經濟理論についてもその紹介と批判に相當の紙面を割いてゐる。その場合かれは、いずれの國民經濟も自然經濟・貨幣經濟・信用經濟という三つの發展段階を經過するという見解を簡單に述べていた。これをさらに詳述したものが、かれの創刊にかゝる「國民經濟學および統計學年誌第二卷（一八六四年）」に掲載された論文「自然經濟・貨幣經濟・信用經濟」で、これは僅か二四頁ばかりの小篇であるが、ヒルデブランドの經濟發展段階説として著名である。かれはこの發展段階説を述べたにあつて、それが「發展法則」であるとほつてゐる。主著の序言にほつて、經濟學を「諸國民の經濟的な發展法則の學」(eine Lehre von den ökonomischen Entwicklungsgesetzen der Völker)に改めることが本書の課題であるとほつてゐるが、自己の發展段階説を主張する場合には、「普遍的なる經濟的な發展規準」(allgemeine ökonomische Entwicklungsnormen)は生産あるものは消費の部門にはなく、この兩部門の中間にあつて各人の生産物を他の人々の生産物と交換する役目を果たす分配の部門に見出されるのであつて、財の分配こそ「われわれがすべての國民にほつて同じ普遍的發展形式 (bei allen Völkern dieselben allgemeinen Entwicklungsformen)を見出だした」と同じ順序で繼續するのを見る領域である」と論じてゐるだけである。ヒルデブランドが何ゆゑに「發展法則」(Entwicklungsgesetz)とほつて言葉を用ゐるかは「發展ノルム」なる表現を用いたか、この場合のノルムは果してゲゼツツ(法則)と同一の内容を有するものであるか、等の疑問が起つてくるが、かれ自身これ以上の説明を與えてゐないので明らかでない。私の見たかぎりでは、ドイツで出版された辭典でノルムが Gesetz と同義であるが書きたるのでもない。Grimm's Deutsches Wörterbuch & Sanders: Wörterbuch der deutschen Sprache & H. Regel, Richtschnur & Hoffmann = Block: Wörterbuch der deutschen Sprache & Bergmann: Deutsches Wörterbuch & die Regel, die Richtschnur, das Vorbild & Hoffmann = Block: Wörterbuch der deutschen Sprache & Bergmann: Deutsches Wörterbuch & Hoffmann = Block: Wörterbuch der deutschen Sprache & Hoffmann = Block: Wörterbuch der deutschen Sprache

Winkelmann, Richtschnur, Regel 及び Pehrson : Das deutsche Wort 及び Richtmann, Regel 及び Heyeses Fremdwörterbuch 及び Richtmann, Regel, Richtschnur, Grundlage, Vorschrift, Massstab, leitender Grundsatz, Musterbeispiel 及びの説明があり、この二つが近似的に同じ法則と譯語がドイツの異なる辭典でもとずらて與えられているかを私は知りえない。かくしてヒルゼブラントの發展段階説はやはりロッシヤの場合と同じように、かならずしもすべての事例に妥當することを要しないがゆゑに「發展法則」という言葉を避けて「發展規準」(あるいは發展規則)といつたのではないかという疑いが、ホルムという言葉に關するかぎりでは生じうるが、しかし、「すべての國民において」見出だされることの「普遍的」なものであるとすれば、この疑いは弱くなつて、結局において「發展法則」と同じものを意味してゐたと解すべき可能性(あるいは要請)が増大する。しかしながら、この場合に於いてもわれわれは、こうしたヒルゼブラントの發展段階説が、すくなくともかれ自身の主觀的な論理に於いては、「各國民はそれぞれ独自の經濟的な形成行程を經過する」(Jedes Volk durchläuft einen eigentümlichen ökonomischen Bildungsgang. — Die Nationalökonomie, S. 60.) 及び命題と矛盾するものではないと考へられてゐることに注意しなければならぬ。さればして、リストの發展段階説を指してスキムスの全體系と同じ程度に「萬國主義的」(kosmopolitisch)であり、リストの自己矛盾である (Die Nationalök., S. 61.) ときめつけたヒルゼブラント自身の矛盾は救はうがたいけれども、そこにクニースの考へ方と奥深いところで相通する何ものかがあるようにも思われるからである。(ヒルゼブラントからの引用頁數は Sammlung sozialwissenschaftlicher Meister, XXII の Hans Gehrig 編本 244 頁)

## 三

クニースの經濟學理論は、はじめ「歴史的方法の立場による政治經濟學」(Die politische Ökonomie vom Standpunkte

der geschichtlichen Methode) と題して一八五三年に出版され、一八八三年に「歴史的立場による政治経済學」(Die politische Ökonomie vom geschichtlichen Standpunkte)と改題されて増補第二版を出した。そのなかに、大河内氏も引用してゐられるべきのような記述がある。「……かくしてまた國民生活の経済的發展を探索し確立することが政治経済學の特殊な任務となる。政治経済學はその場合、まず (einmal) 段階から段階へと運動する國民経済の歴史的形態 (die geschichtliche Gestaltung der sich von Stufe zu Stufe bewegenden Volkswirtschaft) を把握し、つぎ (sodann) この運動の根柢に横たわる諸原因を確かめなければならぬであらう。いずれにせよ、経済學の『歴史的な方法』なるもの (eine "historische Methode") が最初に思慮深く指示された以上、國民経済上の理論は國民経済の發展法則を叙述しなければならぬという要求が提出されてゐるのである」と。(傍點は原文で活字の間隔をひろげて強調されてゐる部分。)こゝでわれわれの注目をひくのは、クニースが國民経済の段階的な運動の根柢に横たわる諸原因の確認をこの學問の任務の一つとしてゐることである。このことは、ロツンチャーやヒルデブランドにおいては、すくなくとも経済學の任務を大きくうたつたぐだりには見出されなかつたものである。大河内氏は einmal…sodann を「或る場合には……或る場合には……」と譯してゐられるが、こゝでは「まず……つぎに……」と譯さなければクニースの眞意を伝えないと私は考える。ところで「段階から段階へと運動する國民経済の歴史的形態」に關するクニースの見解はどうか。かれによれば、従來の發展段階説は「諸國民が経済的に従事するものは使用してゐる對象の區分 (eine Unterscheidung der Gegenstände……, an denen oder mit denen die Völker wirtschaftlich arbeiten)」のみならず、その区別は「さうした『もの區分』 (distinctio rerum) のみに依據して経済的發展段階論を展開しようとする試みはかぎり、それらの試みはことごとく失敗せざるをえない。もし成功しようと思ふならば、對象の區分、ものの區別ではなくして『もの仕方』 (modus rerum gerundarum) にもとづいて發展段階を設定しなくてはならぬ。(S. 370f.) さうして

たクニースの着眼は唯物史觀における生産様式論に通ずるものがあり、まことに興味ふかい着想であるが、こゝでは本稿の主眼でないので詳しく述べることを差控えざるをえない。たゞしこの發展段階設定が「發展法則」の設定と同一視されるべきでないことは、のちに述べるところによつて明らかである。要するにクニースは國民生活の經濟的發展を探求し確定することをもつて經濟學の特殊な任務となし、この經濟的發展の探求確定は、まず、段階から段階へと動いてゆく國民經濟の歴史的な形態（大河内氏の譯語を用うれば歴史的構造）をとらえ、しかるのち、從來の發展段階説のように單に形態の把握のみに止まることなく、さらに突きこんで何ゆえにこうした動きが起るかというその原因を明らかにすべきである、と述べているのであつて、場合によつては形態の把握のみに止まつてよいし、また場合によつては原因を確かめるべきだ、といつてゐるのではない。（大河内氏も私の解するような意味にとつていられるのかも知れないが、譯文のかぎりでは、そうはとれない。）なおクニースがこゝで、「經濟學の『歴史的方法』なるものが最初に思慮深く指示された以上」云々といつてゐるのはロツンチャーを指すものであろうが、ロツンチャーにおける發展法則とは、さきに見たように「ちがつた國民發展における同類のもの」であるに過ぎなかつたのに反して、クニースにおいては「運動の根柢に横たわる諸原因」が重視されてきている。否、クニースのいう發展法則とは主としてこの「諸原因」であるとも考えられるような立言が見受けられる。さらにクニースを舊歴史學派の他の人々と區別するところのものは、發展段階にたいするその見解である。

クニースによれば、リストの段階圖式のうちにすでに、一定の時代における科學的あるいは哲學的研究者たちの抱いてゐる確信や迷信が、いかに大きな力をもつて經濟理論家に影響するかということが、はつきりと讀みとられる。ヘーゲルおよびその直弟子や傍系親族的思想家たちの哲學の影響はあらゆる部門にいちじるしく見受けられるが、こうした哲學は人類史の理性的にして必然的なる發展というドグマを歴史の研究者・叙述者たちに傳えただけでなく、この理性的なる歴

史の經過と意義とについて一定の内容と様式とを與え、かくして諸國民の歴史は定まつた絶對的な到達目標をめざして動かされているものと考えられるに至つた。しかもこの絶對的なものは現在すでに到達されていると考えられ、絶對的認識はヘーゲル哲學において達成されていると思はれた。諸國民の經濟的發展段階についてのリストの信念も、やはり同じ思想圏内を動いている。かれは今日のイギリスの經濟状態を最高の段階と見なし、すべての地方、すべての國民、すべての時代について歴史はこの最高段階をめざして動いているかのように思つてゐる。かくして歴史的發展はいろいろの抽象的な立場から組立てられ、しかもこの組立ては傾向的に選擇された歴史事實によつて支持される。リストにあつてはイギリスが現在すでに到達している農・工・商時代以上には、もはや何ら新しい高い時代は存在しない。こうした理論の絶對主義は、しかしながら一定の時代の地平線上にのみ横たわつてゐるものであつて、人間というものはいつの時代にも自分たちこそ過去のすべての時代の人たちより賢明だと思ふものであるが、全くこうした人間のうぬぼれにもとずくものに過ぎない。かくのごとき絶對的な發展過程への信念は不斷に進行して止まらない發展そのものによつてその迷妄を明らかにされるのであるが、いずれの國民も同一の發展段階を通過つて同一の到達點をめざして動いてゆくという説の誤つてゐるゆえんは、經濟的なもろもろの活動にたいする基礎が違つてゐるという事實によつて明らかである——とクニースは論じてゐる。(2. Aufl., SS. 368—370.) こゝにクニースが一線的な發展段階説を否定してゐることをわれわれは知らなければならぬ。たゞし、かれはこのようにリストおよびその後繼者たちの發展段階説をきびしく批判したあとで、「しかしながらわれわれは、こゝに解決さるべき課題の重要性を過小評價することなきよう切にいましめたいと思ふ」と述べてゐることも忘れられてはならぬ。「歴史的發展の研究、この發展における合法則性 (eine Gesetzmässigkeit) の認識のため

の前進こそ、たしかにわれわれが現在の經濟状態ならびにわれわれが動いてゐる方向を完全に了解しうる唯一の方途である。かくしてのみ、われわれは現在を生成したものととして理解し、現在を過去および未來との生き生きとして關連のう

ちに認識するであろう。」ともクニースはいつている。(S. 376f.) それではクニースにおいて一線的發展段階を否定する立場と歴史的發展における合法則性の認識を尊重する立場とは、いかにして調和しうるものと考えられているのであろうか。

クニースは國民經濟における國民的ならびに時代的要因のあらゆる差異にもかゝらず、しかも同時に「全人類的な」*so*、そしてまたすべての國家的形體に普遍なる「要因」(*ein allgemeinhenschlicher und auch ein allen staatlichen Bildungen genereller Factor*)が認められることを強調する。かくして「一國民の經濟的發展はその他の國民のそれと」として類型的なるもの (*Typisches*) を包含する」こととなる。「一國民の經濟的發展におけるこの類型的なるもの」の探究からして、他の諸國民の經濟的發展にたいする推定 (*Schlussfolgerungen*) が下されうる。」*so* されば國民經濟的發展は、全人類の發展における普遍性・類型性と個々の國民的發展における特殊性・個別性ととの二つの面をもつわけである。さらにクニースが、今日の民族學的表現を用うれば、文化圏・文化交流というような考え方に近いものをもち出してきていることも注意されてよいであらう。かれにしたがえば、從來のドイツ經濟學者の發展段階説は、個々の國民の經濟における發展段階と「國民的個體の生活によつて限局されない人類の運動における國民經濟的發展行程」(*der Entwicklungsgang in der menschlichen, durch das Leben der Volksindividuen nicht begrenzten Bewegung*) と *so* 以上 (110) のあゝだの相違——換言すれば、「時代の影響」(*der Einfluss der Zeit*) と *so* うものを正當に評價して *so* なる、と *so* うのである。

以上考察してきたところによつて、ドイツ舊歴史學派の代表者といつても、その發展段階ならびに發展法則にたいする考え方は決して一樣ではないことが明らかであらう。その或るものは一線的發展段階説を提唱し、これを發展法則と同一視し、あるいはすくなくとも發展段階を發展法則の一部と見なしているように思われるのに反して、或るものはこうした

一線の發展段階説を否定している。もとより舊歴史學派の人々はいずれも經濟學の中心使命を發展法則の究明に見出ださうとしていることでは一致するし、また個々の國民の發展のうち、に段階の存することを否定するものは勿論ないが、大河内氏が考へていられるように（あるいは考へていられるかのごとき印象を受けるように）發展法則なるもの内容、特に發展段階との關係について見解の一致が存在したのではないと私は考へるものである。なお本稿における私の立言にはさらに多くの周到なる論證を必要とするが、割愛したことを重ねて付言するとともに、他の點においては私の極めて尊敬する學界の先輩であり、日頃その御著作によつて多大の啓發を受けている碩學にたいして禮を失する言辭が多かつたであらうことをかえりみて深くお詫びを申上げる。

（本稿は昭和二十六年度文部省科學研究費による研究の一部である。）